

申請書の概要

本年6月19日に、AGC 株式会社(以下「申請者」という。(注))から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注)炭酸二カリウムを本邦で生産及び販売している者であり、2024 年における炭酸二カリウムの本邦総生産高に占める生産高の割合は 100%である。

1. 不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- (1) 韓国産炭酸二カリウムの本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、不当廉売差額率は11%~51%の間となる。
- (2) 韓国の供給者は余剰生産能力を有しており、余剰生産を解消すべく販売を拡大する傾向にあるが、当該供給国内及び国外において、その追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。
- (3) 韓国の供給者は地理的に近接し、輸送コストを抑えることのできる本邦市場への参入意欲を引き続き高く有しているため、不当廉売された貨物の輸入が継続している。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が継続するおそれがある。

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- (1) 2022 年以降、不当廉売された貨物の輸入量は増加し、国内需要量に占める市場占拠率が増加した一方、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率は減少した。
- (2) 申請者においては、2022 年からの原料価格高騰による販売価格の引上げ、2024 年の原料価格下落後においてコストダウンに伴う値下げを限定的にとどめたため、不当廉売関税が課される前の 2020 年と比べ 2022 年から 2024 年までにかけて営業利益及び売上高は回復した。
- (3) 不当廉売関税の課税後も、不当廉売された貨物の本邦への輸入は継続しており、その国内販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていた。本邦の産業は、不当廉売された貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に十分に転嫁できない、又は販売量を落とす状況が継続している。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがある。

3. 以上のことから、韓国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める。